

公的資金補償金免除繰上償還に係る
「北秋田市財政健全化計画」「北秋田市公共下水道事業経営健全化計画」を策定しました
～ 市債の一部を繰上償還し、将来負担の軽減を図ります ～

【公的資金補償金免除繰上償還について】

国の地方財政対策の一環として¹地方債の²公債費負担軽減を目的に、平成 19 年度から平成 21 年度までの臨時特例措置として、徹底した地方行財政改革を内容とする財政健全化計画等を策定した地方公共団体を対象に、過去に借入れた高金利（利率 5%以上）の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金）について³補償金無しで⁴繰上償還が認められることになりました。

この制度の適用を受けるためには、地方行財政改革を進めることを前提とした財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画を策定し、その内容が行財政改革に相当程度資するものとして総務省と財務省から承認を得ることが必要となっています。また、対象となる団体・会計については実質公債費比率や経常収支比率、財政力指数、公営企業資本費といった指標等により条件が定められています。北秋田市においてこの条件を満たし、対象となる会計は普通会計（一般会計）と下水道事業特別会計となっています。

北秋田市では将来的な負担を軽減させるために本制度を活用することとし、対象となる 2 つの会計について、既存の計画である集中改革プランや総合計画をもとに、財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画を策定しました。策定した計画について、財務省からは平成 19 年 12 月 21 日付、総務省からは平成 19 年 12 月 22 日付で承認を得ております。

（用語解説）

- 1 地方債とは、地方公共団体が公共事業等の資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。
- 2 公債費とは、地方公共団体が借入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいいます。
- 3 通常、公的資金を繰上償還するためには借入時の契約に基づいて、将来の利払い分に相当する補償金を支払うことが必要となります。今回の繰上償還では臨時特例措置により、この補償金が免除となります。
- 4 繰上償還とは、過去に借入れた地方債を、借入時の契約により設定した償還期限の到来する前にその地方債の一部又は全部を返済することです。高利率で借入れた資金について繰上償還を実施することにより、支払利息を軽減することができます。

【繰上償還時期】

(1) 旧資金運用部資金

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱に基づき決定した繰上償還の実施時期については、別に定めるものを除き、年利7%以上のものについては平成20年3月の定期償還日、年利6%以上7%未満のものについては平成21年3月の定期償還日、年利5%以上6%未満のものについては、平成22年3月の定期償還日とする。

(2) 旧簡易生命保険資金

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱に基づき決定した繰上償還の実施時期については、別に定めるものを除き、年利7%以上のものについては平成20年9月の定期償還日、年利5%以上年利7%未満のものについては、平成22年3月の定期償還日とする。

(3) 公営企業金融公庫資金

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱に基づき決定した繰上償還の実施時期については、別に定めるものを除き、年利7%以上のものについては平成20年3月の定期償還日、年利5%以上7%未満のものについては、平成20年3月の定期償還日又は平成20年9月の定期償還日で、別に定める。(北秋田市は平成20年9月の定期償還日となっております。)

【繰上償還による財政効果について】

北秋田市では、普通会計(一般会計)と下水道事業特別会計にかかる利率5%以上の地方債の繰上償還が該当し、その総額は平成19年度から平成21年度の3年間で、229,605千円の見込みとなっております。今回の繰上償還を実施するための財源として借換債の発行が認められており、繰上償還額のうち227,400千円については借換債を発行する予定です。よって、今回の公債費低減見込額は過去の高金利時代に借入れた高利率の地方債を繰上償還し、低利率の地方債を新たに発行したうえで軽減される額となり、総額で24,602千円の公債費利子が軽減される見込みです。

補償金免除繰上償還の対象となる会計ごとの「繰上償還額・借換債発行額の見込」及び「公債費低減見込額」の年度別詳細は、下記のとおりとなっております。

繰上償還額及び借換債発行額の見込み

(単位：千円)

会計名等 年度	普通会計 (一般会計)		下水道事業 特別会計		計	
	繰上償還額	借換債 発行額	繰上償還額	借換債 発行額	繰上償還額	借換債 発行額
平成19年度	27,539	27,500	0	0	27,539	27,500
平成20年度	73,581	72,800	12,897	12,600	86,478	85,400
平成21年度	97,476	96,600	18,112	17,900	115,588	114,500
計	198,596	196,900	31,009	30,500	229,605	227,400

繰上償還の財源として民間等資金による借換債の発行を予定しております。

補償金免除繰上償還実施要綱において、「繰上償還の総額が、旧資金運用部資金にあつては3兆3千億円程度、旧簡易生命保険資金にあつては5千億円程度、公営企業金融公庫資金にあつては1兆2千億円程度を超える時は各団体ごとの繰上償還の対象となる地方債の額を調整して減額することがあるものとする。」「平成20年度以降の繰上償還については、提出された財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画の実施状況をチェックした上で、その状況が不当に実施されていないと認められる時は繰上償還を中止、延期又は繰上償還額を調整、減額することがあるものとする。」とされています。

このため、上記表の繰上償還額及び借換債発行額については、財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画に記載している「繰上償還希望額」すべてについて認められた場合の額を計上しています。

公債費低減見込額

(単位：千円)

年度	会 計 名	普通会計 (一般会計)	下水道事業 特別会計	計
平成20年度		1,405	167	1,572
平成21年度		2,773	507	3,280
平成22年度		4,779	1,097	5,876
平成23年度		2,951	1,023	3,974
平成24年度		1,757	943	2,700
平成25年度		1,378	859	2,237
平成26年度		975	770	1,745
平成27年度		547	676	1,223
平成28年度		158	576	734
平成29年度			470	470
平成30年度			358	358
平成31年度			243	243
平成32年度			137	137
平成33年度			53	53
計		16,723	7,879	24,602

公債費低減見込額については、借換債にかかる民間資金からの借入利率を2.0%と設定した試算です。実際の借換にあつては、借換債発行時点の金融状況により利率の変動が予想されます。また、借換債の償還年限は、借換前に発行した地方債の償還年限を遅らせない範囲で設定しています。

【財政健全化計画の概要について】

それぞれの計画については、既存の計画である集中改革プランや総合計画をもとに策定しています。なお、この計画は平成19年8月末時点で策定したものです。

[北秋田市公的資金補償金免除線上償還に係る財政健全化計画](#)

(1) 職員数の純減や人件費の総額の削減

職員の年齢構成上、平成17年度から平成22年度までに多くが退職を迎えることと、職員年齢の平準化を図るため平成22年度までに98人(14.8%)を減員する。公共サービスのあり方等を再検討した適正な職員数の配置を行います。また、定年退職者の退職時特別昇給の廃止を平成17年度行い、特殊勤務手当等の見直しについては今後見直しを検討します。

(2) 公債費負担の健全化(地方債発行の抑制)

単年度発行額は元金償還額を上回らないようにすることはもとより、事業実施にあたっては効果を最優先し、適債事業であるからといって容易に発行しないように努めます。また、これまでの取組と同様に、地方債発行に際しては交付税等の財源措置が確実な事業債を活用します。

(3) 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消

住民の福祉の増進(公共性)と独立採算の原則のもと経済性の発揮が経営の基本となるため、その料金設定については公正妥当、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものであるように再検討します。

【公営企業経営健全化計画の概要について】

[北秋田市公共下水道事業経営健全化計画](#)

(1) 職員数の純減や人件費の総額の削減

平成20年度に予定されている組織機構改革により上下水道課となった場合、管理職職員の1名の減、賦課収納等業務部門の統合を図ることにより双方の会計にとって定員管理、維持管理コストの合理化、適正化を図ることが可能となるため水道事業者と調整を進めていきます。

(2) 一般会計等からの基準外繰出しの解消

計画期間内に維持管理費100%を使用料金で回収するため、17.4%の使用料金改定を行い、収益的収支における基準外繰入金金の解消を図る検討をおこないます。